

## ブランドプロデュース支援事業 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 委託事業の目的

本事業は、伝統産業や地場産業の中小企業者が、大都市圏等におけるニーズを踏まえた付加価値の高い商品づくりを行うために、デザインを戦略的に活用し、「ニーズの把握、商品改良、販路開拓のPR、流通」までの一貫したブランドプロデュース（ブランディング）を支援することにより、中小企業者の商品開発・販路開拓を推進し、地域経済の活性化等に寄与することを目的としています。

### 2 事業主体

三重県

### 3 事業委託の内容

#### (1) 委託事業名

ブランドプロデュース支援事業

#### (2) 委託期間

契約日から平成30年3月23日（金）

#### (3) 委託内容

伝統産業や地場産業の中小企業者が、大都市圏等におけるニーズを踏まえた付加価値の高い商品づくりを行うために、デザインを戦略的に活用し、「ニーズの把握、商品改良、販路開拓のPR、流通」までの一貫したブランディングを支援するとともに、販路開拓につなげるための情報発信等の支援を行います。

#### ア ブランディング支援

- ・ 伝統産業や地場産業（食品を除く工芸品等）の中小企業者で、すでに三重県内外において販売実績があり、大都市圏等への販路開拓を目指し、付加価値の高い商品づくりを行い、主体的に販路開拓に取り組もうとする事業者を募集すること。
- ・ 応募のあった事業者の中から、3事業者（以下「支援事業者」という。）を選定すること。
- ・ ブランディング支援の実施にあたっては、商品企画から流通までの戦略を支援できる専門的な知識を有する者をコーディネーターとして充て、事業者の支援を行うこと。
- ・ コーディネーターは、支援事業者が持つ技術、素材、既存商品等の魅力を掘り起こし、流通を見据えた市場動向や付加価値がある商品となるポイント、商品コンセプトの設定等を助言し、ブランディング支援を行うこと。

- ・ブランディング支援における支援事業者とコーディネーターとの打ち合わせ回数は、月1回以上を目安に、契約日から平成30年3月23日（金）まで（以下「支援期間」という。）に1支援事業者につき8回以上実施すること。

#### イ 専門家の活用による支援

- ・ブランディング支援においては、コーディネーターの総合的な助言とともに、販路開拓に重要となる商品PRや流通戦略に必要なデザイン戦略（パッケージ、カタログ、ホームページ、ディスプレイ、ポップ作成等）のサポートができるように、支援事業者ごとに相応しい専門家を充て、支援期間内に1支援事業者につき6回以上支援を行うこと。

#### ウ 販路開拓サポート

- ・ブランディング支援によってプロデュースした付加価値の高い商品の販路開拓につなげるために、支援事業者の進捗状況に応じて、効果的・効率的にPRできるようアドバイス等のサポートを行うこと。

#### エ その他支援（任意）

- ・より効果的な商品開発から販路開拓につなげるために、上記ア～ウ以外に支援事業者に対して実施可能な支援（例：消費者・バイヤー向けのPRの場やテスト販売の場の提供等）を行うこと。

## 4 契約上限額

3,038,619円（消費税及び地方消費税を含みます）

## 5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

## 6 納品する成果品

以下の資料を平成 30 年 3 月 23 日（金）までに、三重県営業本部担当課に紙媒体 1 部 及び 電子媒体（CD-ROM 等）1 式を提出してください。

- (1) 支援事業者ごとのブランドプロデュース支援の概要をまとめた事業実施報告書（A4 版・カラー）
- (2) その他必要と思われる資料

## 7 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「ブランドプロデュース支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、最優秀提案 1 件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができません。）

- (1) 企画提案資料提出期限  
平成 29 年 7 月 4 日（火）17 時必着
- (2) 企画提案資料提出先  
〒514-8570 津市広明町 13 番地  
三重県雇用経済部三重県営業本部担当課

- (3) 企画提案資料提出部数  
**9 提出を求める企画提案資料の内容のとおり**

- (4) 企画提案資料提出方法  
郵送又は持参による提出とし、メール、FAX による提出は不可とします。なお、郵送の場合、確認のため三重県営業本部担当課まで電話連絡をお願いします。

- (5) 書類審査の実施  
提出された企画提案書の書類審査を行い、書類審査の結果については、平成 29 年 7 月中旬に各提案者に対して文書にて通知します。

- (6) プレゼンテーション審査の実施  
書類審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (7) プレゼンテーション審査実施日時  
平成 29 年 7 月 20 日（木）午後（予定）

- (8) プレゼンテーション審査実施場所  
三重県庁 8 階 雇用経済部 会議室

- (9) プレゼンテーション審査の結果については、平成 29 年 7 月下旬に各提案者に対して文書にて通知します。

## 8 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容を基に、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

- (1) 事業目的との合致  
提案の内容は、事業目的に合致しているか。
- (2) 企画内容の独自性  
提案内容に独自の視点が盛り込まれているか。  
また、魅力ある内容が提案ポイントとなっているか。
- (3) 事業の有効性  
事業の目的を達成するために、適切なコーディネーターを配置するとともに、効果的なアプローチが検討されているか。  
また、業務に関係するデザイナー（または組織）等との連携体制がとられているか。
- (4) 業務遂行能力  
ブランディングの実績があり、当該業務を最後までスケジュールどおり遂行する能力があると判断できるか。
- (5) 所要経費の妥当性  
効果が期待できる妥当な経費の積算となっているか。

## 9 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・1部  
企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）も1部添付。
- (2) 企画提案書（様式任意）・・・8部（正本1部、コピー7部）  
企画提案書のサイズはA4版（A3版による折り込み可）とします。  
なお、企画提案書については、以下のア～クの事項について記載してください。

### ア 委託業務の実施体制

- 総括責任者、担当者の部署名、役職、氏名
- 業務に関連するその他の組織等との連携体制

### イ 提案書の概要

- 効果的なアプローチ、ポイント
- 特に提案したい事項

### ウ ブランディング支援

- 実施内容
- コーディネーターの略歴、役割
- コーディネーター以外の連携体制

### エ 専門家派遣

- 実施内容
- 招聘が可能なデザイン等の専門家の略歴、役割

オ 販路開拓サポート

- 実施内容

カ その他支援

- 実施可能な支援内容（消費者向けのPR、テスト販売など）  
\* 実施可能な支援がない場合は省略可

キ スケジュール（平成29年8月上旬～平成30年3月下旬）

ク 実績

デザイン戦略を活用した商品をブランディングし、販路開拓を支援した実績

\* 該当する実績がない場合は省略可

- (3) 見積書（第3号様式）・・・8部（正本1部、コピー7部）
- (4) 提案事業者の概要書・・・8部（正本1部、コピー7部）  
組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの。（自社パンフレットでも可。）
- (5) 参考資料・・・8部（正本1部、コピー7部）  
その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務（ブランディング支援）を実施した実績がある場合は、可能な限りその資料を添付してください。

## 10 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり19 担当部局まで文書（様式任意）の提出により行ってください。

- (1) 質問の期限 平成29年6月26日（月）17時まで

- (2) 質問の方法

持参又はFAX（059-224-3024）、電子メール（eigy@pref.mie.jp）で受付けます。なお、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話（059-224-2336）にて着信の確認を行ってください。

- (3) 質問への回答

平成29年6月28日（水）17時までに原則三重県ホームページに掲載します。（掲載ページ：当事業のコンペ公告ページ）

## 11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 12 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- (3) 三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

## 13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 14 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

## 15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 17 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

## 18 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

## 19 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 伝統産業・地域資源活用班 中山

電話：059-224-2336 FAX：059-224-3024

Eメール：eigyo@pref.mie.jp